

45	環境局	地球温暖化の防止
事業概要	<p>東京は資源・エネルギーを大量に消費している世界的な大都市であり、積極的に地球温暖化防止に取り組む責務がある。このため平成18年12月に都が策定した「10年後の東京」において、CO2排出量を2020（平成32）年までに2000（平成12）年比25%削減するという目標を提起し、地球温暖化防止対策を推進している。</p>	
これまでの経過	<p>2000（平成12）年12月 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」公布</p> <p>2001（平成13）年3月 「地球をまもる都庁プラン」策定 「地球温暖化対策都庁プラン」（2005（平成17）年8月）改正 東京都の事務事業に係る温室効果ガス排出削減に向けた実行計画を定めた。</p> <p>2002（平成14）年 「地球温暖化対策計画書制度」及び「建築物環境計画書制度」の運用開始</p> <p>2005（平成17）年3月 「環境確保条例」改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策計画書」制度及び「建築物環境計画書」制度の強化 ・「エネルギー環境計画書」制度及び「家電製品等の省エネラベリング」制度の創設 ・「マンション環境性能表示」の広告表示の義務付け <p>2006（平成18）年4月 「地球温暖化対策計画書」制度の対象拡大（300事業所増）再生可能エネルギー戦略の策定、新・自動車環境管理計画書制度の施行</p> <p>2007（平成19）年1月 「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」取組開始</p> <p>2007（平成19）年6月 「気候変動対策方針」の策定</p> <p>2008（平成20）年3月 東京都環境審議会答申「環境確保条例の改正について」</p> <p>2008（平成20）年3月 新たな「東京都環境基本計画」の策定</p> <p>2008（平成20）年7月 「環境確保条例」改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度の導入 ・「地球温暖化対策報告書制度」の創設 ・「建築物環境計画書制度」の強化等 <p>2009（平成21）年5月 I C A P加盟</p> <p>2010（平成22）年3月 「東京における気候変動対策の成果と展開」の発表</p> <p>2010（平成22）年4月 温室効果ガス排出総量削減義務制度及び地球温暖化対策報告書制度開始</p>	
現在の進行状況	<p>平成19年1月に、全庁横断的な戦略組織である「環境都市づくり戦略合同会議」のもとに、カーボンマイナス都市づくり推進本部及び緑の都市づくり推進本部を設置し、各局連携して対策を進めている。</p> <p>「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」の基本方針である「気候変動対策方針」に沿って施策を実施している。</p> <p>以下の取組を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「エネルギー環境計画書」制度の推進（都内への電力供給事業者全17社） ・「建築物環境計画書」制度の推進（平成22年12月末時点、全1,289件） ・「地球温暖化対策都庁プラン」の着実な推進（平成21年度削減実績：平成16年度比9.6%） ・中小規模事業所に対する省エネ対策の推進（研修会実施、省エネ診断実施） ・都庁内施設における電気のグリーン購入（再生可能エネルギー5%以上）制度の実施 ・「太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト」の展開 ・「総量削減義務と排出量取引制度」及び「地球温暖化対策報告書制度」の展開 	
見通しの	<p>・新たな環境基本計画及び環境確保条例の改正に対応した各種施策を具体化し、その着実な実施を図っていく。</p>	
問い合わせ先	<p>環境局 環境政策部 環境政策課 環境局 都市地球環境部 計画調整課</p>	<p>電話 03-5388-3429 03-5388-3565</p>